

公益社団法人東海市シルバー人材センター適正就業に関する規程

令和5年2月17日
東海市シ例規第 号

公益社団法人東海市シルバー人材センター適正就業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東海市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員就業規約に基づき、適正な請負又は委任による仕事の受注、適正かつ公平な就業機会の提供等を確保することを目的とする。

(適正就業ガイドライン)

第2条 センター及び会員は、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の内容を理解し、遵守し、又は、周知に努めるものとする。

(規程の周知、遵守及び不適正事案の報告)

第3条 センターは、会員に、この規程を周知するものとし、会員は、この規程を遵守し、適正就業に努めるものとする。

2 会員は、就業に際して、発注者から指揮命令が行われるなど、関係法令、ガイドライン等に抵触する事案を発見した場合には、センターに報告し、必要な是正を求めるものとする。

(適正な仕事の受注)

第4条 センターは、請負又は委任による仕事の依頼を受けた場合であっても、当該仕事の内容が、関係法令に違反し、又は、ガイドライン等に抵触すると思料されるときには、原則として受注してはならない。ただし、労働者派遣事業での引受けが可能な場合には、その旨を当該仕事の依頼者に提案するものとする。

(就業日数、時間の上限)

第5条 会員の就業日数、時間の上限については、ガイドラインで示される「臨時的かつ短期的または軽易な業務」の範囲を逸脱しないものとする。

(長期就業の是正等)

第6条 「能力に応じた就業機会の提供及び就業機会の均等性」を確保するため、会員が公共施設において、同一職種、同一場所で継続して就業する場合については、公益社団法人東海市シルバー人材センター公共施設就業基準（平成16年東海市シ例規第2号）で定めるところによる。

2 センターは、会員への仕事の提供に当たっては、可能な限り、職種別・地域別グループ内の会員間でローテーションを組み、ワークシェアリングを

行うよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。